

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
訓令 ◎高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令	1
告示 ○公共測量の実施の通知（4件）（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（2件）（ 〃 ）	1

訓 令

高知県訓令第14号

本 庁
各出先機関
高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年8月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令

- 高知県中山間総合対策本部設置規程（平成7年4月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項に次の1号を加える。
- （5） 地域本部長
- 第2条第5項を次のように改める。
- 5 本部長は、総合企画部長、総務部長、危機管理部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、文化生活部長、産業振興推進部長、商工労働部長、観光振興スポーツ部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めたときは、他の理事又は部局長を本部長とすることができる。
- 第2条に次の1項を加える。
- 6 地域本部長は、産業振興推進部地域産業振興監をもって充てる。
- 第3条第4項中「本部長」を「本部長及び地域本部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年8月14日から施行する。

告 示

高知県告示第498号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年7月16日から令和9年3月1日まで
- 作業地域
南国市里改田地内

高知県告示第499号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年7月27日から同年12月25日まで
- 作業地域
吾川郡いの町小川縦ノ木山

高知県告示第500号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（3・4級基準点測量、3・4級水準測量）
- 作業期間
令和8年7月27日から令和9年2月26日まで
- 作業地域
安芸市伊尾木及び下山並びに安芸郡安田町唐浜

高知県告示第501号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月28日に受けたので、測

量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月14日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 作業期間
令和8年7月29日から同年12月3日まで
- 作業地域
室戸市吉良川町乙地区

高知県告示第502号

高知県土木部安芸土木事務所長から令和7年8月高知県告示第539号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年7月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第503号

高知県土木部高知土木事務所長から令和8年6月高知県告示第366号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年7月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年8月14日

高知県知事 濱田 省司